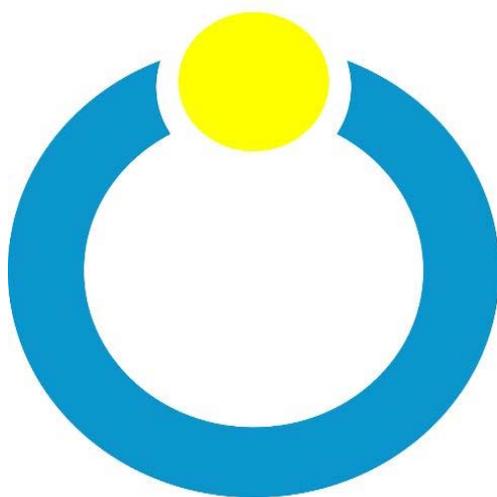


# 第9次和泊町行財政改革大綱 (令和7年度～令和11年度)



令和7年3月  
和 泊 町

## 目 次

第1	行財政改革の基本的事項	2
1	本町を取り巻く環境	
2	これまでの行財政改革の取組	
第2	第9次行財政改革の基本的な考え方	3
第3	改革を推進するために	3
第4	行財政改革の重点項目	3
1	町民サービスの向上	3
(1)	分かりやすい窓口対応	
(2)	電子申請等の推進	
(3)	デジタル技術, DX推進による情報発信	
2	行政運営の効率化	4
(1)	ICTの有効活用	
(2)	業務マニュアルの作成・業務の効率化	
(3)	民間活力の活用	
(4)	庁舎内連携強化	
(5)	人材の確保・育成	
(6)	勤務体制の見直し	
(7)	職場環境の整備	
3	財政基盤の強化	5
(1)	財政健全化及び自主財源の確保	
(2)	経費削減	
(3)	公有財産の適正管理と有効活用	
第5	行財政改革の推進体制と進行管理	6
1	推進体制	
2	進行管理	
	行財政改革推進体制図	7

# 第1 行財政改革の基本的事項

## 1 本町を取り巻く環境

本町では、これまで、組織機構の見直しや職員定数の適正化、効率的な行政運営など、社会情勢や町民ニーズの変化に的確に対応しながら、効率的な行政運営を目指してきました。

近年、人口減少や少子高齢化、気候変動など、本町を取り巻く環境は、加速度的に変化しており、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況のなか、住民ニーズの多様化や高度情報化社会に対応するため、効率的・効果的な行政運営による健全な財政基盤の確立が強く求められています。

このようなことから、最新の技術、情報を活用した事務の効率化や経費削減等、実施計画に基づく具体的な改革に積極的に取り組み、町民サービスの向上を図る必要があります。

上記を踏まえ、将来を展望した行財政改革を一層推進していくための指針となる新たな行財政改革大綱を策定し、令和7年度からも行財政改革に取り組んでまいります。

## 2 これまでの行財政改革の取組

地方行政改革の流れは、国が地方行革大綱を昭和60年に示したことにより、全国一斉に行政改革大綱の策定に着手したことに始まり、平成6年には地方行革指針、平成9年には、新地方行革指針が示され、さらなる改革が地方自治体に求められました。

平成12年には地方分権一括法が施行され、国と地方の関係が明文化され、国の役割関与の縮小と、地方自治体の行政能力の向上が必須となり、自己決定・自己責任に伴う地方自治体の役割が拡大しました。こうしたなかにおいても、国は、平成17年には、新たな行政改革に向けた取組や、数値目標を盛り込んだ「集中改革プラン」の策定・公表を求めるなど、国の指導や関与が大きい状況でありました。

このような地方行政改革の流れのなか、本町での行政改革の取組は、事務事業の見直し、組織の統廃合等行財政改革に努めてきたところであり、令和2年度からの「第8次行財政改革大綱」では、「町民サービスの向上」、「行政運営の効率化」、「財政基盤の強化」を柱として、時代に沿った柔軟な姿勢で行財政改革に取り組んできたところです。

## 第2 第9次行財政改革の基本的な考え方

本町では、10か年かけて取り組む「第6次和泊町総合振興計画」に基づくまちづくりが令和2年度からスタートしています。総合振興計画は本町が目指す政策（基本目標）を実現するために展開する施策や、施策を実現するための事務事業を定めた行財政運営の最も基本的な指針であり、行財政改革は、行財政システムを見直し、低コストで質の高いサービスを提供することを目的としています。

第9次行財政改革大綱は、最上位計画である総合振興計画に描かれているまちの将来像「人と未来を笑顔でつなぐ 心豊かな 和の町 和泊町」を実現するための施策を効果的・効率的に実施するための有効な手段として位置づけます。

## 第3 改革を推進するために

第9次行財政改革大綱を計画的・効果的に実施するための実施計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。また、実施計画はその進捗状況及び効果等を検証しながら、必要に応じて見直しを行います。

## 第4 行財政改革の重点項目

重点取組事項は、3つの分野に分類し、実施計画に位置付けます。各分野に位置付ける実施計画は、具体的な数値目標のもとに取組の進行管理を実施し、進捗状況に合わせて必要に応じた見直しを行い、実効性のある行政改革として推進していきます。

### 1 町民サービスの向上

#### (1) 分かりやすい窓口対応

常に町民の立場に立ち、親切・丁寧な対応・行動を実践し、親しみやすい窓口対応、町民との距離が近く、信頼される役場となるよう努めます。

また、申請手続（様式改定等）の見直しにより、所要時間の削減を通じて町民の負担軽減を図ります。

#### (2) 電子申請等の推進

マイナンバーカード活用の拡充やインターネットを利用した各種申請・届出、電子申請システムの利用など推進に努めます。

また、オンラインでの公共施設の予約等、利便性の高いシステムの整備を推進していきます。

### (3) デジタル技術，DX推進による情報発信

最新の技術を活用し、スピーディーな情報発信を行います。そのために情報発信の専門部署を創設し、民間人材の登用等も検討することで最新技術を効果的に取り入れていきます。

## 2 行政運営の効率化

### (1) ICTの有効活用

効率的なホームページ利用のために迅速な内容の更新ときめ細かな情報発信など内容の充実に努めます。

また、事務作業の効率化にあたり、効果的なシステムを導入し、最新の技術を取り入れながら事務の負担軽減を図ります。

### (2) 業務マニュアルの作成・業務の効率化

適正な窓口対応や正確・迅速な事務処理を目的として、業務マニュアルの作成または業務の抜本的な見直しを行い、業務の効率化を図ります。

### (3) 民間活力の活用

業務量調査による業務内容の評価に基づき、業務の外部委託を検討するとともに、民間のノウハウの導入を図り、質の高い行政サービスの提供や事務の効率化に努めます。

### (4) 庁舎内連携強化

多様な行政課題や所属間を横断する事務に対応するため、庁内の連携体制を整備し、協力体制を強化していきます。

### (5) 人材の確保・育成

新たな発想により様々な課題に対応できる人材を確保するため、幅広い分野から職員を採用するとともに、実践的な研修の機会や資格取得に対する支援制度の整備、保有する資格に応じた職員手当の導入を通じて自発的なスキルアップを図り、町民サービスの向上に努めます。

また、人事評価制度を活用した能力評価を実施し、能力に応じた適材適所な人事配置に努めます。

### (6) 勤務体制の見直し

業務量調査を基にした職員の配置見直し、組織再編の検討を通じて労働時間の平準化に努めます。

また、勤務実態に合わせた時差出勤制度等の活用、退庁時間の管理により、時間

外勤務の縮減を図るとともに育児に関連する制度の拡充，活用を推進し，働きやすい環境整備に努めます。

### **(7) 職場環境の整備**

職員のアドバイザー制度を整備し，職員間のコミュニケーションを強化することで職員の心身の健康管理やメンタルヘルス不調の予防と適切なケアに努め，個々の能力を最大限に発揮できる体制の強化を図ります。

また，カスタマーハラスメント等，職場内の各種ハラスメント対策の強化を図り，職員が安心して働ける環境整備に努めます。

## **3 財政基盤の強化**

### **(1) 財政健全化及び自主財源の確保**

本町の現状と課題を踏まえた中長期的な財政計画及び新たに第3期財政健全化集中対策期間（令和7年度～令和11年度）の目標を設定し，計画的な地方債管理をはじめとした，財政指標（経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率）の改善等，財政の健全化に努めます。

また，引き続き，ふるさと納税を推進するため，寄附金の使途の明確化や町の魅力発信の強化を図ります。

さらに，庁内で連携した収納対策の強化を図るとともに使用料，手数料等の見直しを行い，自主財源の確保に努めます。

### **(2) 経費削減**

電子決裁の導入やタブレット端末等を活用した各種会議等でのペーパーレス化の推進，備品の適正管理，Web会議システムを利用した出張旅費の抑制，補助負担金等における補助基準の見直し，光熱水費などの節減に努め，経常経費の削減を図ります。

特に，公用車については一括管理を推進し，効率的に運用することで新規導入台数の抑制，経費削減を図ります。

### **(3) 公有財産の適正管理と活用**

公共施設等総合管理計画に基づき，町が保有する公共施設の適正管理に努めるとともに，未利用の町有財産の売却など，公有財産の有効活用を図ります。

また，町民のニーズ，管理コスト，利用率を踏まえた施設の統廃合，有効活用について検討を進めます。

## 第5 行財政改革の推進体制と進行管理

この第9次行財政改革大綱に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とし、具体的な取組として実施計画を策定します。

### 1 推進体制

大綱及び実施計画（以下「大綱等」という。）を推進するための体制として、組織の充実を図ります。

#### (1) 行財政改革推進本部会

庁内における組織として、副町長を本部長とし、各課長及び局長で構成されており、大綱等の進捗状況を定期的に確認します。

#### (2) 行財政改革推進委員会

各団体からの推薦者及び有識者で構成されており、町長からの諮問に対し、大綱等の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて提言します。

#### (3) 行財政改革推進専門部会

行財政改革推進本部会の下部組織であり、庁内各課(局)の行政評価推進係で構成され、3部会に分かれており、各部会で大綱等の素案策定等を行います。

### 2 進行管理

進行管理は、行政評価システムによるPDCAサイクルを基本に実施します。行政評価システムによるPDCAサイクルの確立を図るために、各課(局)の行政評価推進係を中心に職員への浸透を図り、適切な評価を行います。

進捗状況の検証は、各課(局)、行財政改革推進本部会、行財政改革推進委員会の順で実施します。なお、達成した取組については、随時見直しを行い、社会経済状況の変化に応じた行財政改革の推進に努めます。

# 行財政改革推進体制図

